

奈良地区

# 防災 計画

奈良地区防災計画検討委員会  
平成31年2月

保存版

奈良地区  
防災マップ付



自分たちの地域は  
自分たちで守る



# 目 次

## 1 総 則

### 第1章 奈良地区防災計画の方針

1 目的	1	2 奈良地区防災計画の構成	1
3 計画の修正	2		

### 第2章 自助・共助の基本方針及び地区住民等の役割

1 自助・共助の基本	3	2 地区住民の役割	3
3 自主防災会の役割	3	4 事業者の役割	4

### 第3章 奈良地区の概要

1 自然的条件	5	2 社会的条件	5
---------	---	---------	---

### 第4章 奈良地区の被害想定

1 地震	7	2 風水害	7
------	---	-------	---

## 2 予防計画

### 第1章 災害に強い地区（まち）づくり

1 基本方針	8
2 熊谷市災害対策本部と奈良地区災害対策本部及び自主防災会の主な役割	8
3 奈良地区災害対策本部及び自主防災会の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	10
5 災害時に注意する場所の把握	10

### 第2章 災害に対する備え

1 基本方針	11	2 防災知識の普及・啓発	11
3 災害に備えた各家庭での取り組み	11		
4 防災訓練の実施	12	5 防災資機材等の備蓄及び点検・管理	13
6 避難行動要支援者の把握、避難支援体制	13		

## 3 応急対策（地震・風水害）

### 第1章 奈良地区の災害対策活動

1 奈良地区災害対策本部の設置及び解散	14		
2 本部員の参集	15	3 災害時・平常時（訓練）の活動内容	16
4 情報の収集・伝達	17		

### 第2章 応急対策活動

1 基本方針	19	2 初期消火活動	19
3 救出・救護・搬送	20	4 避難誘導	22
5 雪害対策	23	6 避難所運営	25
7 在宅避難者の把握・支援	25		
8 ボランティア支援要請	25		

## 奈良地区防災マップ

エリア1（上奈良・中奈良地区）	27・28
エリア2（上奈良・中奈良地区）	29・30
エリア3（中奈良・下奈良地区）	31・32
エリア4（下奈良・中奈良地区）	33・34

# 1 総則

## 第1章 奈良地区防災計画の方針

### 1 目的

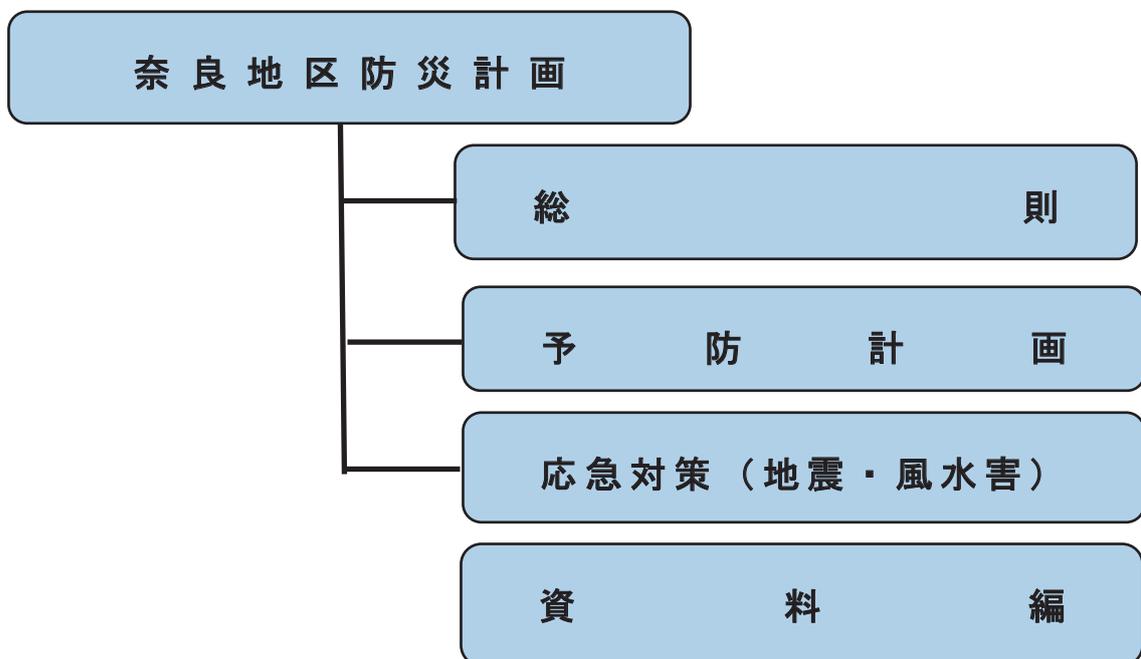
東日本大震災以降、災害被害を最小限にするため自助・共助及び公助における取り組みの重要性が強く認識されている。災害の発災直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより防災機関（市・消防・警察）は十分に対応できない可能性がある。「自分たちの地域は、自分たちで守る」ということを基本に、地域みんなで助け合いながら災害に強い地区（まち）づくりを進める。

奈良地区防災計画は地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めるため策定するものである。

### 2 奈良地区防災計画の構成

奈良地区防災計画は、総則、予防計画、応急対策（地震・風水害）及び資料編で構成する。

#### 〈計画の構成〉



### 3 計画の修正

この計画は、随時検討を加え、必要があるときはこれを修正する。また、多様な意見を反映できるよう、計画の検討・修正には、女性、避難行動要支援者、支援団体、地域企業等の参画を促進する。

#### 計画の修正（見直し）基本方針

- 計画内容に変更を伴う修正については、奈良地区防災計画検討委員会で協議し修正する。
- 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字や法令等の引用条文）については、委員長等の了解を得て修正し、奈良地区防災計画検討委員会へ報告する。

#### ※ 奈良地区防災計画検討委員会とは

奈良地区の自治会・自主防災会や各種団体等により構成され、同地区内における防災・減災の取り組みに寄与することを目的に設置された委員会である。

要綱等は、地区防災計画資料編「資料1」に記載

#### ● 計画策定のひとコマ



黄色いタオルは無事の印。



黄色いタオルの表示率は83%!  
安否結果を集約します。



班長が確認して回ります。

## 第2章 自助・共助の基本及び地区住民等の役割

### 1 自助・共助の基本

「自らの身は自らが守る(自助)」及び「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、個人、事業所、自主防災会等の防災力の向上や災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめる。

### 2 地区住民の役割

- (1) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、日頃から点検整備に努めるものとする。なお、安全性の確保のための補助制度として、昭和56年以前の木造住宅(旧耐震基準)の改修や通学路に面したブロック塀の撤去がある。
- (2) 災害時に対する備えとして、少なくとも最低3日以上(できれば7日分)の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備などの取り組みを実施する。
- (3) 災害時には、近隣世帯が協力し助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難に当たっては、避難行動要支援者への支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災会等の防災訓練に参加・協力するとともに、災害時には地区住民・事業者と連携して各種活動が円滑に取り組みよう行動する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

### 3 自主防災会の役割

- (1) 日頃から、災害時に注意する個所、避難所及び避難行動要支援者の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災資機材の整備・点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、班員の訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取り組みを実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営及び避難行動要支援者への支援等を実施する。

## 4 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のため3日以上（できれば7日分）の食料及び飲料水等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 初期消火、救出・救護等のために資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保に努めるものとする。また、従業員の防災訓練や防災活動に関する研修等の積極的な実施に努めるものとする。
- (3) あらかじめ、対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災会と連携して、地区における防災活動に取り組むように努めるものとする。
- (4) 災害時には、行政、地区住民及び自主防災会と連携して、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導及び帰宅困難者対策等を積極的に行うように努めるものとする。

### ● 計画策定のひとコマ



奈良地区災害対策本部の立ち上げ訓練です。本番さながらの緊張感です。



中学生を中心に、救援物資受け入れ、配給の訓練です。



老若男女、みんなで応急処置の訓練です。

## 第3章 奈良地区の概要

### 1 自然的条件

#### 特徴

奈良地区は、中心市街地と妻沼地域の中間に位置し、上奈良、中奈良、下奈良、奈良新田、四方寺の5つの地域からなり、地区の北を新奈良川、南をさすなべ排水路が流れ、さらに地区内を多くの用水路が流れている。ほぼ平坦な地形は、「奈良」の地名の由来といわれる。「平」の漢字意味のひとつ「ナラス」の如くで、農地が広がり、水に恵まれた肥沃な大地と豊かな自然環境を有している。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口

奈良地区は2461世帯、人口は5,799人を有し市内人口分布の2.93%を占めている。年齢構成を見ると年少人口(15歳未満)は672人(11.59%)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は3,250人(56.04%)、高齢人口(65歳以上)は1,877人(32.37%)である。

奈良地区は市全体と比べ、高齢人口の割合が4.44%高く、逆に生産年齢人口の割合が4.25%低い(表、平成30年4月1日(外国人登録含む))。また、平成27年の国勢調査では、5年前(平成22年)と比べ、奈良地区の人口は6.2%減少した一方で、65歳以上の単身世帯が48.5%も増えている。

表1 熊谷市と奈良地区の人口構成

地区	世帯数	人口 A	年少人口 B	割合 B/A	生産年齢人口 C	割合 C/A	高齢人口 D	割合 D/A
熊谷市	85,696	197,861	23,309	11.78%	119,297	60.29%	55,255	27.93%
全奈良地区	2,461	5,799	672	11.59%	3,250	56.04%	1,877	32.37%
上奈良	392	938	73	7.78%	516	55.01%	349	37.21%
中奈良	690	1,702	202	11.87%	978	57.46%	522	30.67%
下奈良	1,060	2,482	304	12.25%	1,384	55.76%	794	31.99%
奈良新田	138	332	24	7.23%	193	58.13%	115	34.64%
四方寺	181	345	69	20.00%	179	51.88%	97	28.12%

#### (2) 交通

地区内には南北の幹線道路である国道407号線、その東側約300mに並行して県道太田・熊谷線があり、路線バスの経路となっている。また、玉井地区から奈良地区を通して中条地区を繋ぐ県道葛和田・新堀線が東西方向の幹線道路となっており、この3路線が地区内の基幹道路となっている。さらに、かつては私鉄

の東部鉄道（株）の「東武熊谷線（通称：妻沼線）」が南北方向を走っていたが昭和58年に廃線となり、線路跡地の一部が現在道路として供用開始されている。

### (3) 産業

平坦で肥沃な土壌と豊富な水資源を利用した、米麦を主体とする農業が盛んで、特に米作を主として麦との二毛作を行っている。以前は農家の副業として特に養蚕が盛んであったが、現在では養蚕を行っている農家はいない。また、江戸時代以来のきれいな湧き水を利用した酒造業も、「奈良桜」を冠としたお酒を生産するほどであったが、こちらの酒蔵も既に無くなっている。そのため地区内の主要産業としては農業が中心となっている。

## ● 計画策定のひとコマ



防災マップ作りの説明会。  
その目的や作業手順を共有しました。

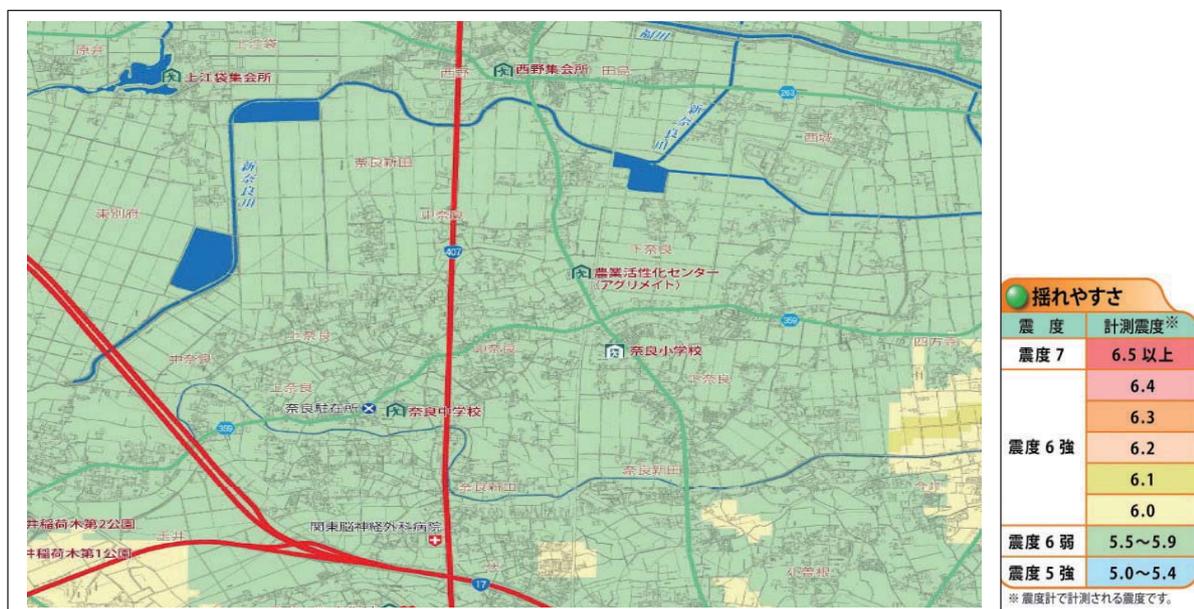


皆で歩いて現地を確認。

## 第4章 奈良地区の被害想定

### 1 地震

埼玉県地震被害想定調査（平成 24～25 年度）で最大の被害が予想されるのが、関東平野北西縁断層帯地震（マグニチュード 8.1）である。この地震の予測震度分布図を参照すると奈良地区内では、広い範囲で震度 6 弱（一部地域で震度 6 強）となる。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（市内最大震度 5 強）では、地区内の建物に 12 棟の一部損壊が発生したことから、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、建物の損壊や道路、電気、水道などのインフラに相当な被害が出ることを予測される。また、地区内には古い木造家屋もあることから相当数の人的被害が予測される。



予測震度分布図

### 2 風水害

荒川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合、地区内全域で推定される浸水深は 0.5m 未満となっている。

利根川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合、地区内での推定される浸水深では 0m から 2m 未満となっている。

小山川・福川・石田川・蛇川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合、一部の地域での推定される浸水深は 0.5m 未満となっている。

※ 詳細は、市防災ハザードマップを参照のこと

また、平成 25 年 9 月 16 日未明に、四方寺から群馬県太田市高林西町にかけて発生した竜巻（藤田スケール F1）では、地区内の建物 9 棟に一部損壊が発生した。地球温暖化により、今後数十年から数百年後には、現在よりも異常気象が増えると考えられている。これら異常気象による大雨、台風、竜巻などが発生した場合には、建物の損壊や、道路、電気、水道などのインフラや人的被害が相当数予測される。

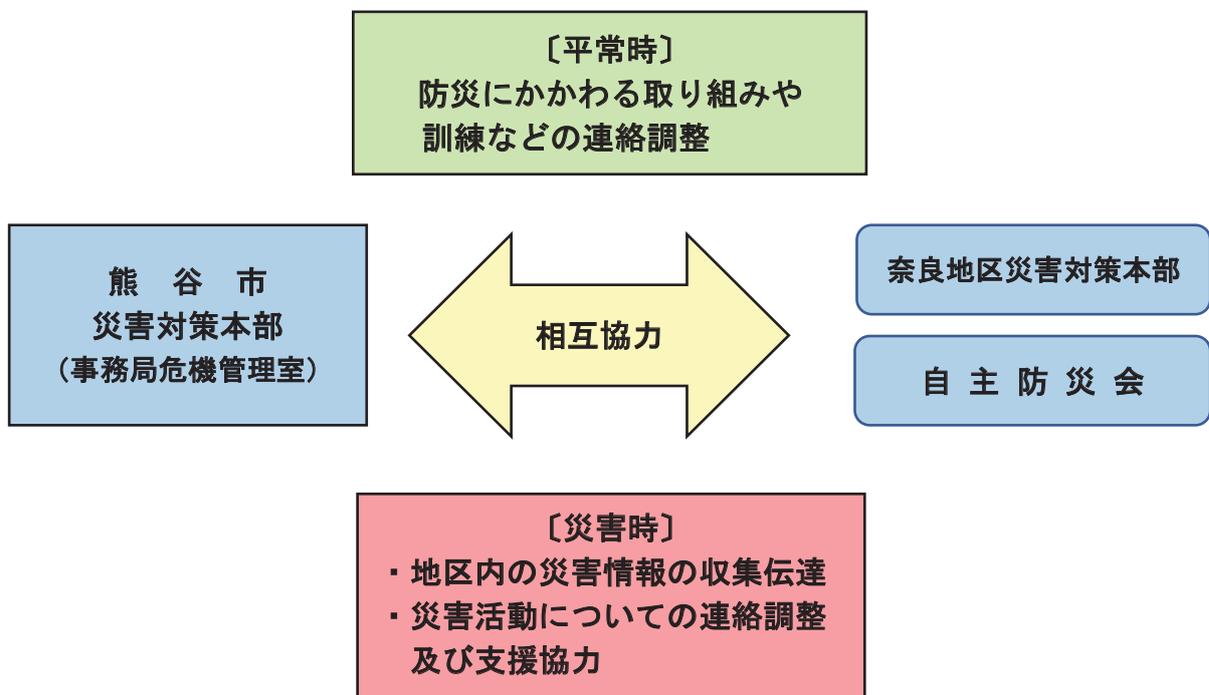
## 2 予防計画

### 第1章 災害に強い地区（まち）づくり

#### 1 基本方針

震災時の火災による建物延焼などの被害を最小限にとどめるため、自主防災会の活動及び奈良地区の特性に応じた災害対策を促進する。また、自主防災会の未結成自治会に対しては、結成に向けての支援体制を整え、生命と財産を守るため災害に強い地区（まち）づくりを推進する。

#### 2 熊谷市災害対策本部と奈良地区災害対策本部及び自主防災会の主な役割



#### 3 奈良地区災害対策本部及び自主防災会の編成と各班の役割

##### (1) 奈良地区災害対策本部

大規模災害が発生したとき、一定の基準に基づき設置され災害活動を行う。

ア 市災害対策本部と各自主防災会との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。

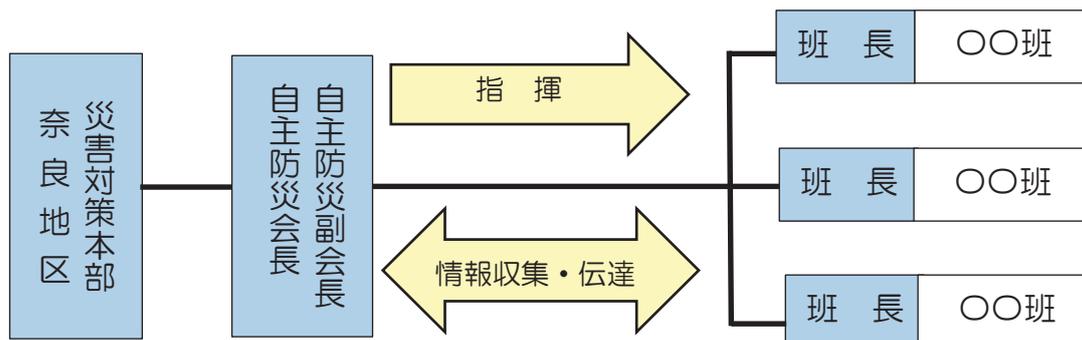
イ 各自主防災会や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、各自主防災会の組織を超えた災害対応を行う。

(2) 自主防災会

ア 自主防災会は、規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動が行えるよう、それぞれ地域の特性を生かした組織づくりに努めるものとする。

イ 災害時に自主防災会の対策本部を設置したときは、速やかに奈良地区災害対策本部へ報告する。

※ 参考例（熊谷市自主防災組織結成の手引きより抜粋）



自主防災会長	奈良地区災害対策本部との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達の整備
自主防災副会長	自主防災会長の補佐

【各班の平常時・災害時の役割】

各班	活動内容	
	平常時	災害時
情報班	防災知識の習得 情報収集、伝達訓練 講習会等の開催等	災害情報の収集、伝達 地域の被害情報の把握 防災機関との緊急連絡等
消火班	消火用機材の管理 初期消火訓練等	出火防止、初期消火活動 消防機関との協力等
救出救護班	応急手当の知識習得 救出救護訓練等	負傷者等の救出活動 応急手当等の救急措置等
避難誘導班	避難経路の確認 危険個所の確認 避難誘導訓練等	避難場所等の安全確認 危険個所の表示 避難誘導等
給食給水班	食料、飲料水等の備蓄呼掛け 炊出し、給水訓練等	炊出し等の給食活動 食料、応急物資の配達等
避難所運営班	避難場所の現状把握 会員の把握	避難所の自主的な運営 避難者等の把握、報告

## 4 出火防止及び初期消火対策

### (1) 出火防止

大地震等が発生した場合は、各所で同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念される。出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点的に取り組む。

- ア 火気使用設備（給湯器、厨房設備等）の点検整備及びその周辺の整理整頓
- イ 危険物（石油、ガソリン等）の保管状況の点検整備
- ウ 消火器等の点検整備
- エ その他

### (2) 初期消火対策

大地震発生時には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

住民が自宅や近隣で発生した火災に対して消火活動を実践し、火災の拡大を防ぐことが重要である。そのため各家庭の消火器や水バケツリレーなど安全を確保しつつ、初期消火活動を迅速かつ効率・効果的に行う。

## 5 災害時に注意する場所の把握

災害予防に資するため、「台風のと看浸水しやすい」、「古い木造建物が多く、大地震の時、倒壊や火災が発生しやすい恐れのある」場所などの把握を行う。また、それらを記載した防災マップ（※）を作成し地区内で情報共有する。

※ 防災マップは、平成30年度で作成済

### (1) 把握事項

- ア 電柱（トランス有）、災害時に注意する場所、内水氾濫など
- イ 防災施設等の状況
- ウ 過去の災害履歴

### (2) 把握方法

- ア 防災マップ調査（平成30年6月24日から8月18日までの間に実施）
- イ 熊谷市防災ハザードマップ

## 第2章 災害に対する備え

### 1 基本方針

日頃から災害に対する十分な備えを行い、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

### 2 防災知識の普及・啓発

#### (1) 普及・啓発事項

- ア 防災組織及び地区防災計画に関すること。
- イ 地震、風水害についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- オ 食料等を最低3日以上（できれば7日分）確保することの重要性に関すること。
- カ 住宅の安全対策に関すること（耐震化、家具の固定等）
- キ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ク その他防災に関すること。

#### (2) 普及・啓発方法

- ア チラシ、広報紙の配布
- イ 講演会、座談会等の開催
- ウ パネル等の展示
- エ 地区防災マップでの情報共有
- オ その他

#### (3) 実施時期

防災訓練や他の催し物に併せるなどして随時実施する。

### 3 災害に備えた各家庭での取り組み

家族全員で、地震災害等を想定して、我が家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持出し品等の防災用具の点検、補充を随時実施する。

## 4 防災訓練の実施

大地震等の災害発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び避難行動要支援者への支援等が迅速に行えるよう、防災訓練を実施する。

### (1) 自主防災会が単独で行う主な防災訓練（例）

- ア 避難訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 炊出し訓練
- エ 情報収集・伝達訓練
- オ 図上訓練（DIG、HUG、ロールプレイ）
- カ 講演会
- キ 災害時安否確認訓練
- ク その他必要な訓練

### (2) 奈良地区災害対策本部（訓練）または自主防災会等が合同で行う総合防災訓練（例）

- ア 避難訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 応急救護訓練
- エ 胸骨圧迫・心肺蘇生訓練
- オ 簡易担架作成・搬送訓練
- カ 炊出し訓練
- キ 避難所開設・運営訓練（建物安全確認、受付、部屋割り、避難所ルール等）
- ク 救援物資受入・配給訓練
- ケ 防災資機材使用訓練（仮設トイレ組立等）
- コ 情報収集・伝達訓練（アマチュア無線の活用含む）
- サ 土のう作成・積み上げ訓練
- シ CERT（捜索・市民トリアージ・救出・搬送）訓練
- ス 図上訓練（DIG、HUG、ロールプレイ）
- セ 災害時安否確認訓練
- ソ その他必要な訓練

### (3) 訓練実施計画書

訓練の実施に際しては、その目的、開催要領等を明らかにした訓練実施計画書を作成する。

### (4) 訓練の時期及び回数

必要に応じて随時行うものとする。

## 5 防災資機材等の備蓄・点検及び管理

自主防災会の防災資機材等の備蓄・点検及び管理に関しては、市の補助金等を活用し次のとおり行う。

### (1) 防災資機材等の備蓄・点検

救助工具・初期消火用具や情報収集・伝達用具などを備蓄する。

購入にあたっては、各自主防災会の用具が偏らないよう調整を図る。また、防災訓練や催し物などの機会を通じて点検を行う。

### (2) 防災資機材リストの管理

各自主防災会は、備えている資機材のリストを作成し管理する。また、このリストを共有することにより、災害対応時に不足が生じた資機材を自主防災会間で融通するなど、相互協力ができるようにする。

※ 防災資機材等の備蓄については、地区防災計画資料編「資料2」に記載

## 6 避難行動要支援者の把握、避難支援体制

自主防災会及び自治会は、大地震等の災害発生時に避難行動要支援者などへの支援活動を行うために、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に取り組み、災害時に備える。

### (1) 個別計画書の作成

市が取り組んでいる個別計画書の作成に協力するものとする。

### (2) 避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する支援について検討し、訓練等に反映するよう努めるものとする。

※ 避難行動要支援者名簿は、個人情報保護の関係により自治会等で管理している。

### 3 応急対策（地震・風水害）

#### 第1章 奈良地区の災害対策活動

##### 1 奈良地区災害対策本部の設置及び解散

下記の場合には、熊谷市立奈良小学校又は奈良公民館に奈良地区災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。ただし、建物の被災等により設置できない場合は、その他の公共施設に本部長の判断により移設する。

本部を設置した場合には、熊谷市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）にその旨を連絡する。

###### 【設置基準】

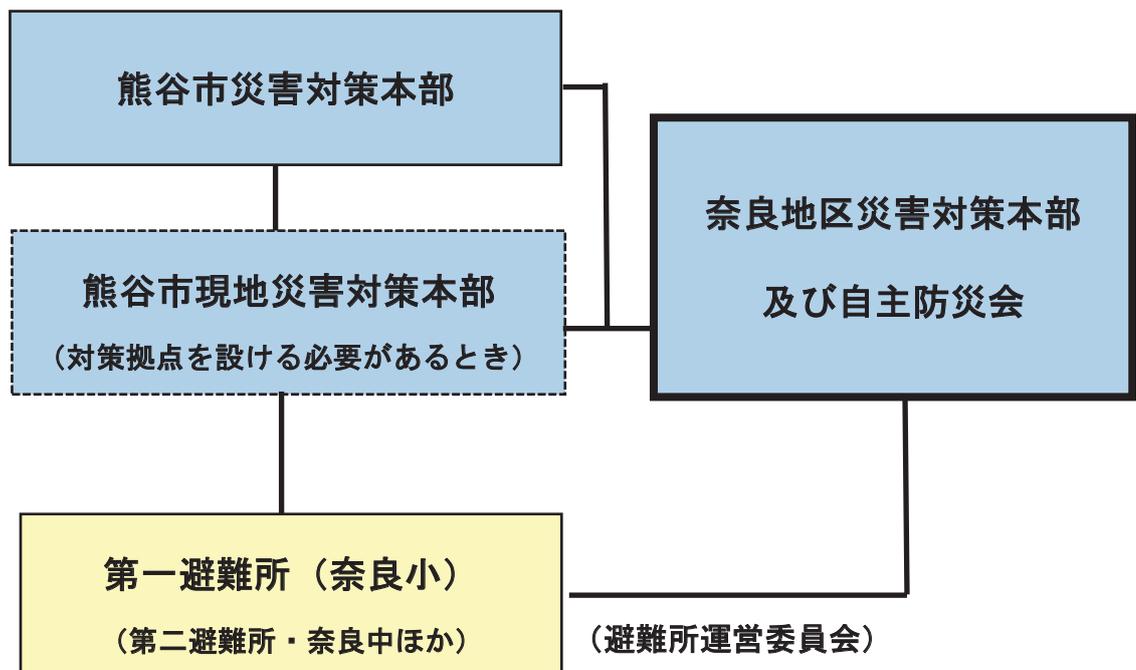
- (1) 熊谷市で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき。
- (2) 風水害等により、地区に甚大な被害が想定されるとき。
- (3) 奈良地区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき。

次の場合には市災対本部と協議の上、本部を解散する。

###### 【解散基準】

- (1) 地震、風水害等による災害発生の恐れがなくなったとき。
- (2) 発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められるとき。
- (3) 本部長が解散すべきと判断したとき。

##### 〈組織概要図〉



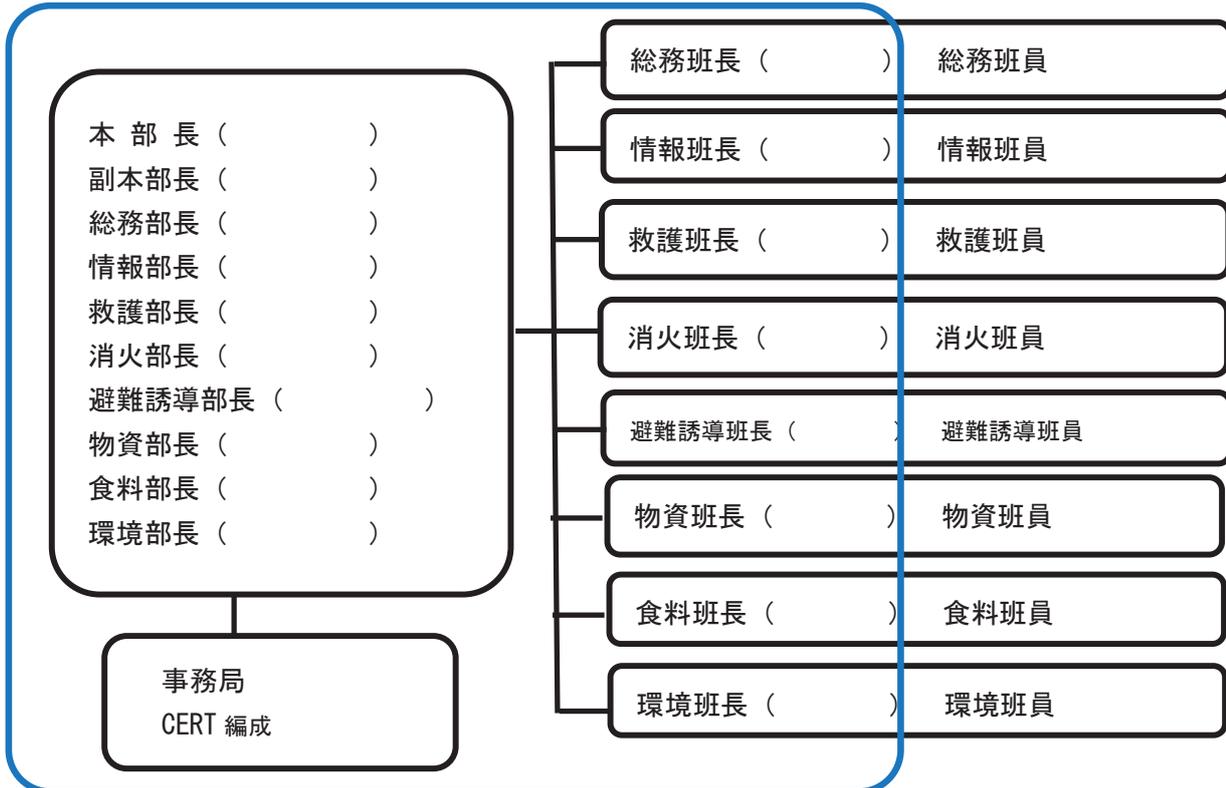
## 2 本部員の参集

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、設置基準を確知した本部員は速やかに参集する。ただし、地区に甚大な被害が想定される場合及び本部長が必要と認めるときは、本部長が市災対本部と協議の上、本部員等を動員する。なお、連絡方法としてはメールの斉送信などを検討する。なお、名簿については、別途管理する。

※ 奈良地区災害対策本部の組織及び運営に関する要綱は地区防災計画資料編「資料3」に記載

### 〈奈良地区災害対策本部〉

内は本部員



※ 発災当初の本部体制は、参集できた人員で体制をつくり活動を開始する。

※ 災害発生時の応急活動は、地域の実情に即した防災活動が重要である。そのため、各自主防災会（未結成地区にあっては自治会）や各種団体から選出された者で本部を組織する。

※ CERT（サート）とは Community Emergency Response Team の略で、地域住民による緊急対応チームのことをいう。

本部準備備品	<input type="checkbox"/> 机必要数（借用可） <input type="checkbox"/> 椅子必要数（借用可） <input type="checkbox"/> 非常用通信機器 <input type="checkbox"/> 非常用発電機 <input type="checkbox"/> 非常用照明器具 <input type="checkbox"/> ホワイトボード（借用可） <input type="checkbox"/> 文房具一式 <input type="checkbox"/> 管内図 <input type="checkbox"/> 地区防災計画書 <input type="checkbox"/> 避難所配置図 <input type="checkbox"/> 安否確認表 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿 <input type="checkbox"/> 食料及飲料水 <input type="checkbox"/> 防災ベスト <input type="checkbox"/> 拡声器（メガホン含む） <input type="checkbox"/> CERT用品 <input type="checkbox"/> その他必要なもの
--------	---

### 3 災害時・平常時（訓練）の活動内容

主な活動は次のとおりとする。

本部及び各班	活動内容	
	災害時	平常時（訓練）
本部	地区の情報把握/活動方針決定/避難場所との連携	防災活動（防災訓練等）の方針づくり
総務班	本部各班との連絡調整	年間活動計画の推進/防災井戸の把握
情報班	地区の情報集約発信/避難場所との情報伝達/市の情報の伝達	防災知識の普及啓発・広報
救護班	被災者、負傷者、災害時要支援者の救援救護	災害時要支援者の把握と支援体制づくり
消火班	初期消火活動/防犯も兼ねた安全パトロール	器具の整備・点検/消火訓練等の実施
避難誘導班	地区内の救助、避難誘導活動	避難経路の点検/危険箇所等の点検把握/住民状況把握
物資班	救援物資の受け入れ、配布	救援物資の受け入れ等訓練/防災備品の整備・点検
食料班	炊き出し/食料調達	器具の整備・点検/炊き出し等訓練の実施
環境班	トイレ、ゴミの衛生管理	仮設トイレ組立等訓練の実施

事務局	総括 緊急対応チームの編成等	庶務全般
-----	-------------------	------

## 4 情報の収集・伝達

被害状況・安否情報等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

### (1) 収集の方法

テレビ、ラジオ、防災行政無線、メール配信サービス「メルくま」、アマチュア無線、インターネット、巡回等で行う。

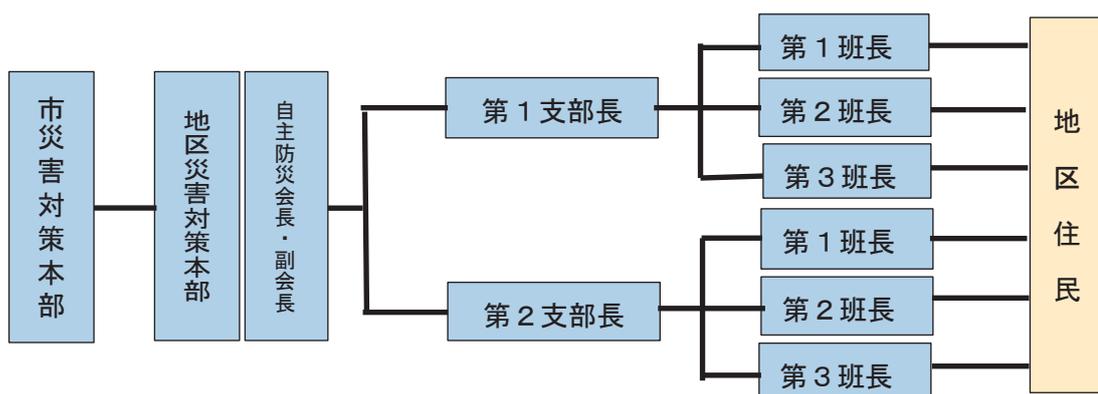
### (2) 伝達の方法

メール、各種電話、FAX、アマチュア無線、伝令等により伝達を行う。伝達にあたっては、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、だれが、なにを、どのように」の要領で情報伝達を行う。大地震発生直後の対応として、家族が無事な場合は、黄色タオル(その他色タオルも可)を道路から見える玄関先や門扉等に掲げてもらい、連絡網により情報伝達を行う体制を構築する(平成30年8月に実施した災害時安否確認訓練では、その有効性が実証された。)

※ 災害時安否確認集計表は、地区防災計画資料編「資料4」に記載

### 【情報収集・伝達体制】

(例)



### 【情報収集・伝達活動の流れ】

#### 1 住民・班長

災害関連情報等を把握する

- ・テレビ、インターネット、携帯ラジオ、携帯電話等による外部情報の収集
- ・メール配信サービス「メルくま」、防災行政無線等による情報の収集

#### 2 住民・班長

周囲の被害状況を把握する

- ・火災、負傷者、建物の倒壊、交通障害等について
- ・場所(目印)、状況(何がどのような規模で発生しているかなど)
- ・巡回により安否確認を行う(特に避難行動要支援者に配慮する)

3 住民・班長

班長は、収集した情報を自主防災会（自主防災会災害対策本部が設置されていない場合は、地区災害対策本部）へ連絡する

4 自主防災会

応援要請や被害状況等を本部に連絡する

- ・災害状況による応援の要請（場所、状況等）
- ・住民からの情報や独自に収集した情報の整理と連絡

5 本部

情報をまとめ、市災対本部へ連絡する

- ・被害甚大地区への組織的な支援体制を整える

6 本部

市災対本部からの対応策や情報を自主防災会に伝達する  
（被害状況や災害応急対策の実施状況等）

- ・必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）
- ・必要なニーズを把握する

7 自主防災会

本部からの情報を住民に伝達する（被害状況や災害応急対策の実施状況等）

- ・避難勧告等の緊急事項
- ・出火防止、初期消火、救出・救護などへの協力・応援の呼びかけ
- ・被害状況、道路・ライフラインの状況、第一避難所や救護所の開設状況、各機関の対応状況、食料・飲料水ほか生活必需品に関する状況、デマの打ち消し、安心情報（掲示板、メガホン等活用）

## 第2章 応急対策活動

### 1 基本方針

#### (1) 災害発生時の対応

地震・風水害の発災直後は、人命の救出・救護活動を最優先とする。また、本部は市が障害物（がれき）の集積場所を設置したときは、地区住民等への周知徹底を図る。

ア 地区住民及び事業者は、交通事故に注意しながら自宅周辺道路のがれき撤去を行う。

イ 本部は、連絡網等により集積場所を各戸へ伝達する。

ウ 避難行動要支援者など自身によるがれき撤去が困難な者へは地区住民の協力のもと支援活動に取り組むこととする。

エ その他、市地域防災計画障害物除去計画に基づき行う。

#### (2) 竜巻（突風）発生時の対応

平成25年9月16日未明に市内を通過する2本の竜巻が発生し、負傷者や建物の全壊、半壊、一部損壊、農業施設等に多くの被害が発生したことから、効果的な応急対策を行うこととする。

#### (3) 雪害発生時の対応

平成26年2月の大雪で建物等の損壊・農業施設に被害を受けたことから別途、基本方針等を定め応急対策に取り組む。

#### (4) ブルーシート、土のう袋の配布

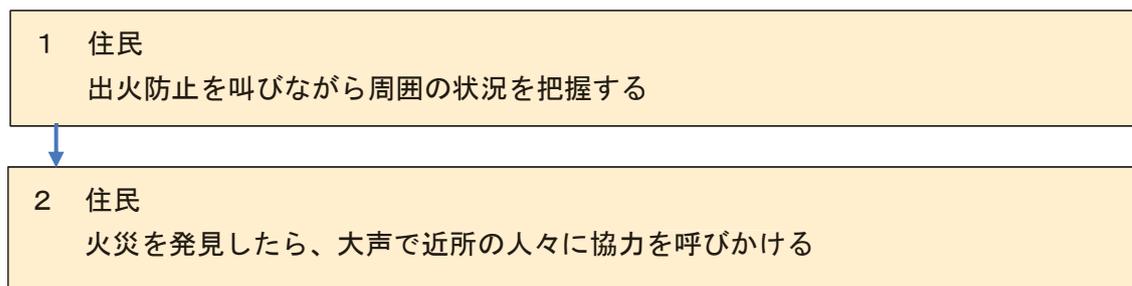
本部は、市と協議の上、被害を受けた者へブルーシート、土のう袋の配布を行う

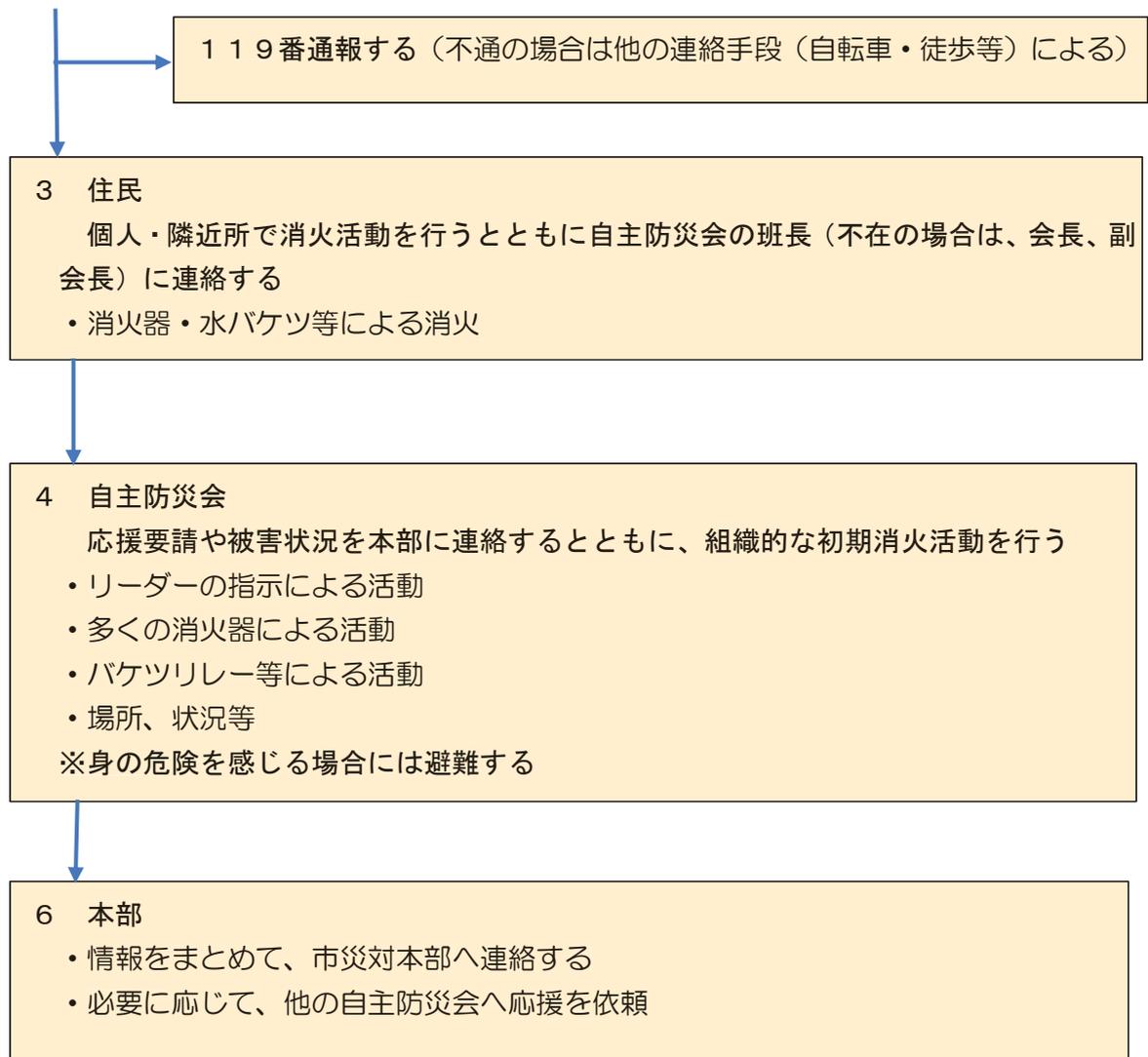
※ 配布予定場所は、地区防災計画資料編「資料5」に記載

### 2 初期消火活動

震災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災会等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災会等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火活動に努める。

#### 【初期消火活動の流れ】





### 3 救出・救護・搬送

#### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護活動を必要とする者が生じたときは、119番通報するとともに、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

#### (2) 救出・救護活動等の原則

ア 二次災害に注意するとともに、リーダーの指示のもと安全第一に行う。

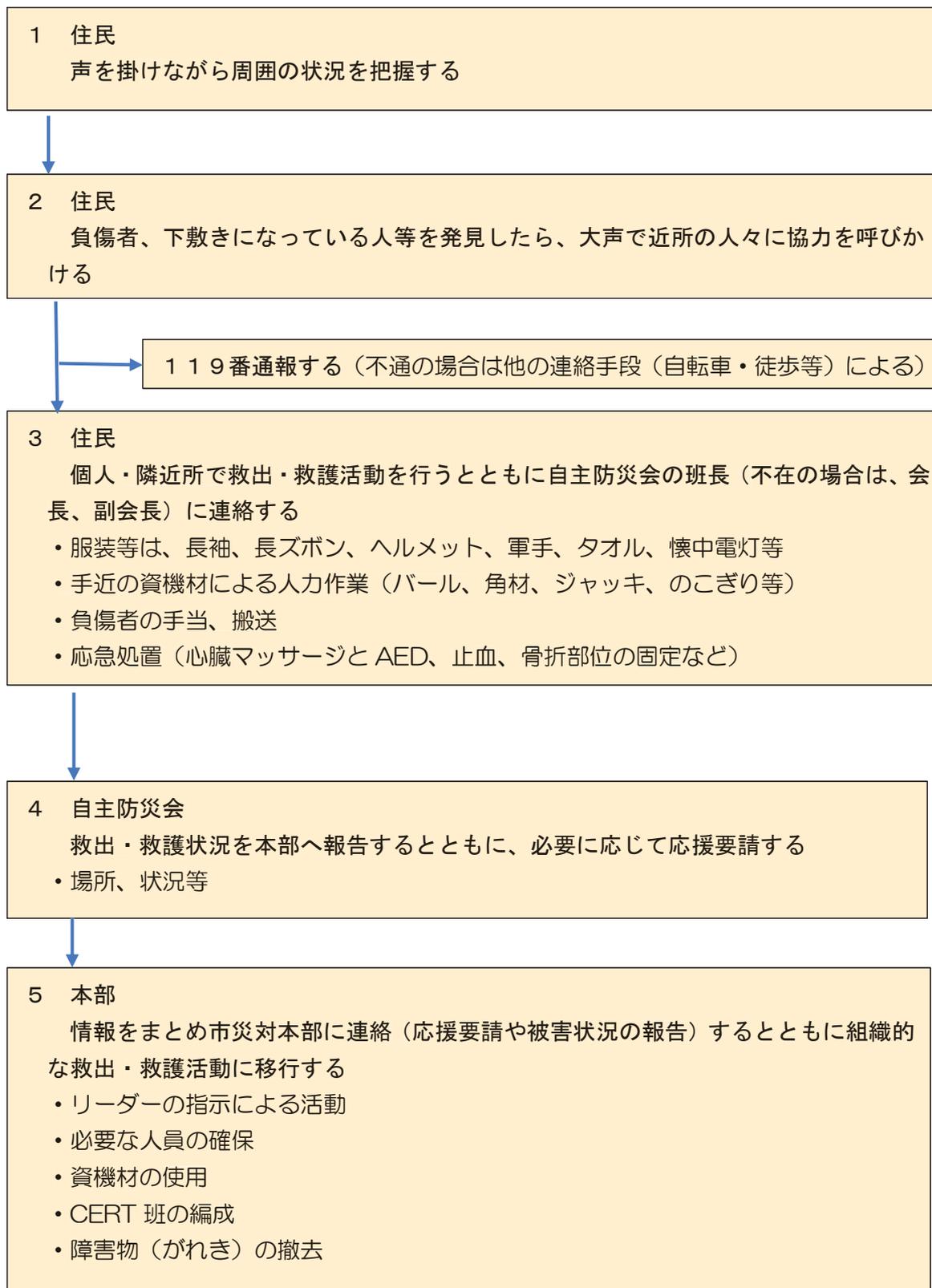
イ 身の危険を感じたときは直ちに作業を中断若しくは中止する。

ウ 救出・救護活動は、救命処置（トリアージ赤色）を必要とする者を優先して行う。

エ 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

- (3) 救護所（奈良小学校）が開設されたときの対応  
自主防災会救護班は、負傷者の応急手当を行い、リヤカーやブルーシート、毛布などによる応急担架、椅子等を活用して救護所（奈良小学校）に搬送する。  
※熊谷市地域防災計画では、災害により傷病者が発生した場合は、避難所を開設した小学校に救護所を設置し、学区内の医師による初期対応を行うと定めている。

### 【救出救護活動の流れ】



## 4 避難誘導

災害の発生、又は発生の恐れがあるなど、避難の必要があると認めるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

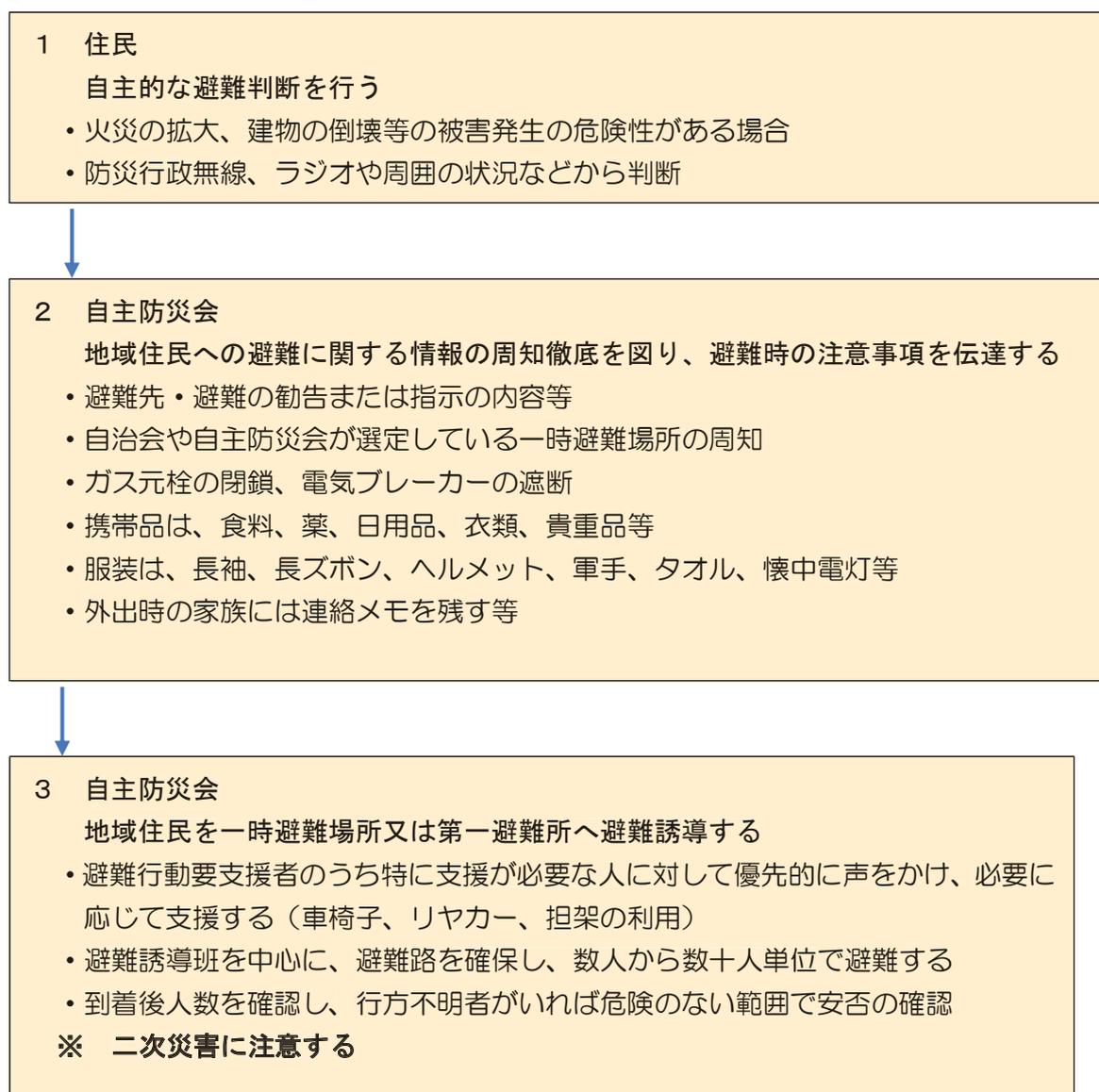
本部長、自主防災会長は、市から避難指示、避難勧告が発令されるなど、避難に関する情報を得た場合には、必要に応じて避難誘導の指示を行う。

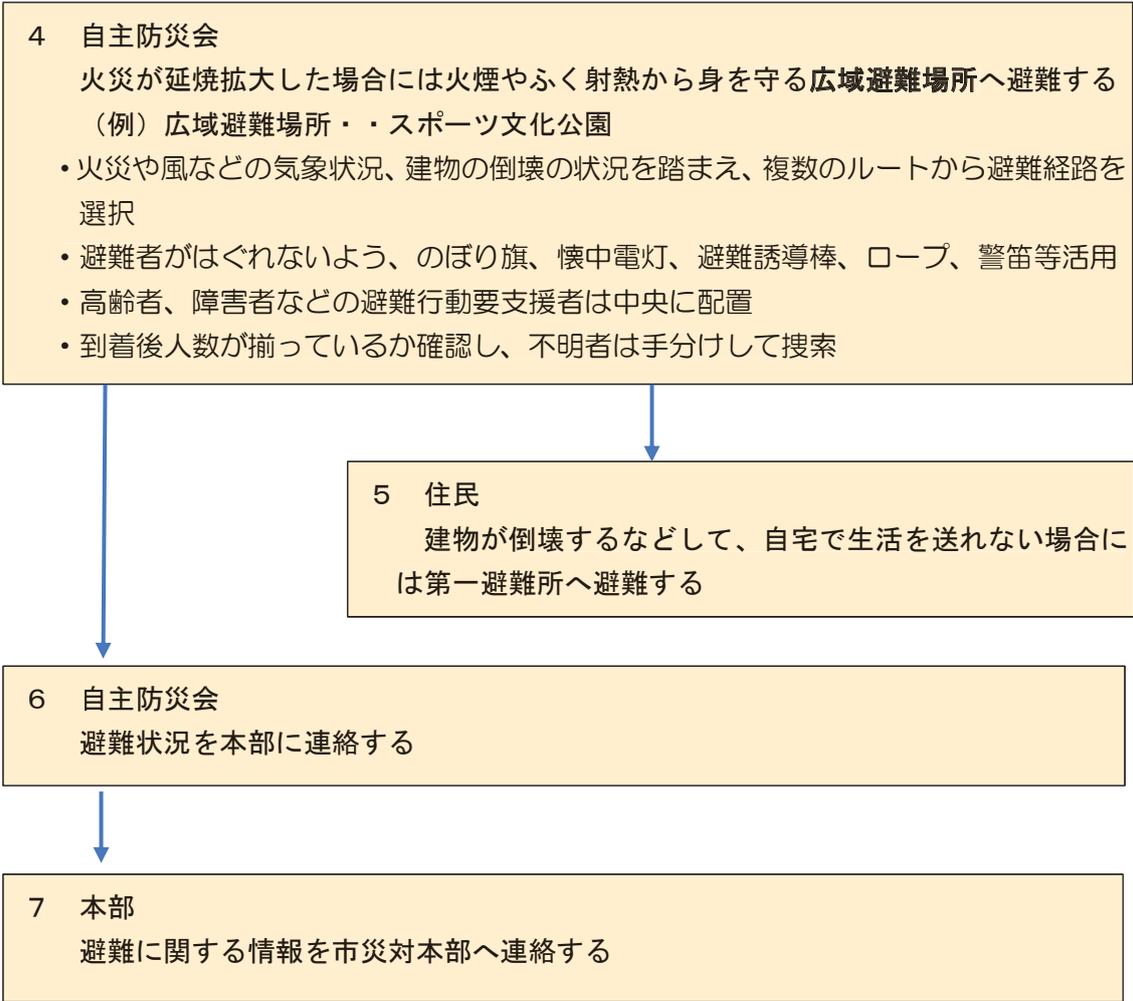
### (2) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災会長から避難誘導の指示を受けたときは、住民を一時避難場所又は第一避難所へ誘導する。

※ 一時避難場所は、防災マップ及び地区防災計画資料編「資料6」に記載

### 【避難誘導活動の流れ】





## 5 雪害対策

平成26年2月の大雪（最大積雪量62cm）では、市内各地で交通機能の麻痺やカーポート・農業施設の損壊といった被害が発生した。本部は、この2度にわたる大雪を教訓に、効果的な応急対策に努めるものとする。

### (1) 基本方針

除雪は原則として土地所有者等が行うものであるが、異常な積雪により土地所有者の対応が困難なときは、地区住民の協力を得て、必要な支援に努めることとする。

### (2) 情報収集・伝達

本部は異常な積雪が予報された場合は、市災対本部と協議の上、地区住民及び事業者に対し、注意喚起を行う。その他、3 応急対策・第1章地区災害対策・4 情報収集・伝達による方法とする。

### (3) 地区での除雪対応

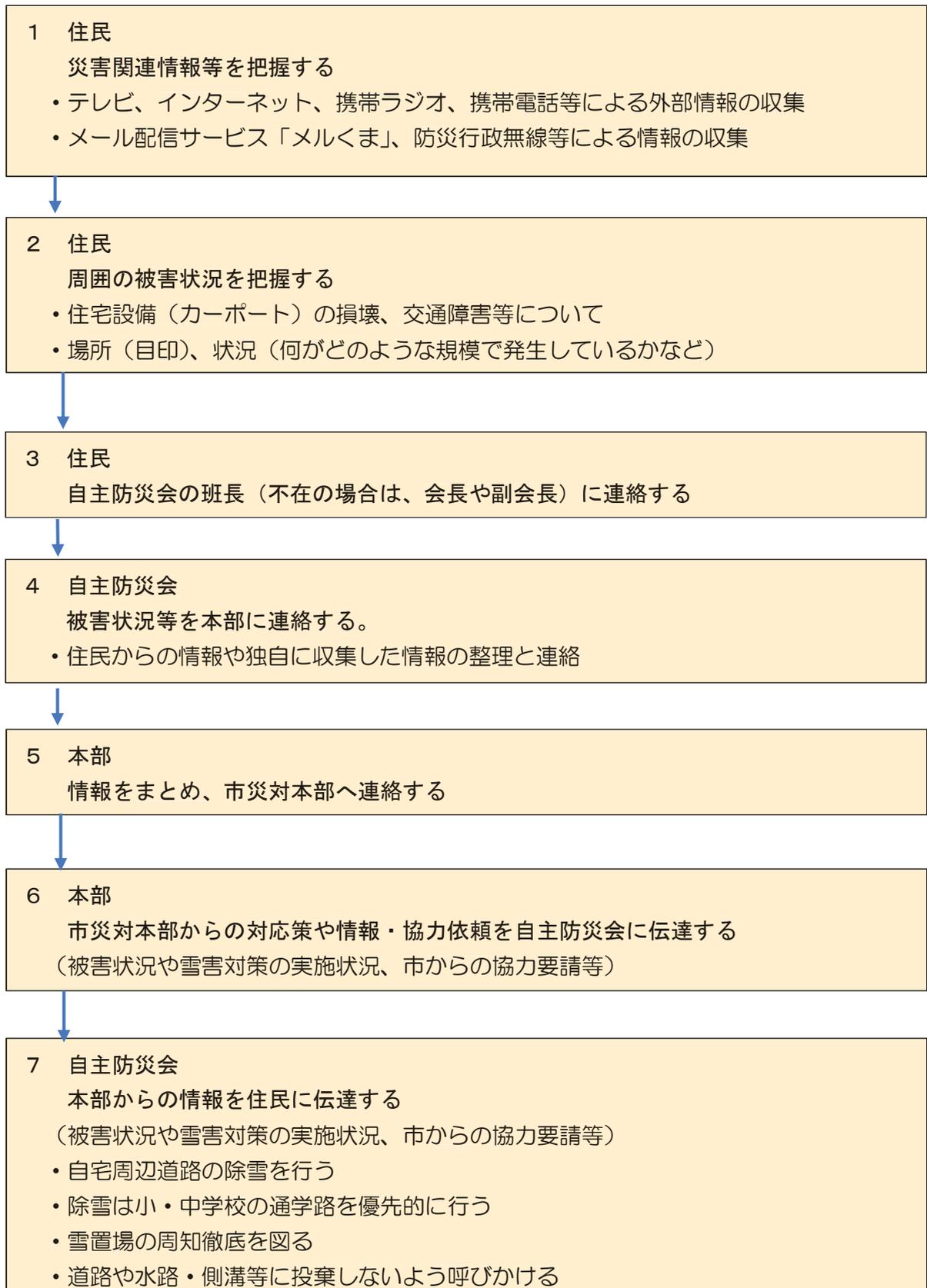
地区住民及び事業者は、自宅前の道路の除雪に努めるとともに周辺の小中学校通学路の除雪作業にも協力する。

(4) 雪置場の確保

本部は地区住民へ次のとおり周知徹底を図る。

- ア 市が雪置場を設置したときは、連絡網等により各戸へ伝達する。
- イ 水路・側溝等へ投棄しないよう呼びかける。

**【雪害対策活動の流れ】**



## 6 避難所運営

本部は避難所が開設されたときは、避難所運営委員会を組織し避難所運営を行う。また、学校が避難所に指定されたときは、施設管理者である学校と連携を図りながら避難所運営に努めるものとする。

特に平日の災害発生後に、本部体制ができるまで相当の時間を要することが予想されるため、教職員・児童・生徒との協力関係は不可欠である。

※ 避難所運営資料は、地区防災計画資料編「資料7」に記載

## 7 在宅避難者の把握・支援

本部は第一避難所等から在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営委員会及び市災対本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

## 8 ボランティア支援要請

本部は市災対本部及び市ボランティアセンターと連絡調整を行い、必要に応じて、災害時におけるボランティア支援を要請する。

※ ボランティア支援要請書は、地区防災計画資料編「資料8」に記載

### (1) 専門ボランティア

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ アマチュア無線
- エ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- オ その他専門知識や技能を必要とする分野

### (2) 生活支援ボランティア

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 第一避難所の運営
- ウ 救護所の運営
- エ 清掃
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 女性相談
- キ その他危険のない作業